

# 中国における機能的クレームと間接侵害 ～専用品と他の用途～

## 中国知的財産権訴訟判例解説（第30回）

殷永江  
一審原告、二審上訴人

上海科炎光電技術有限公司、上海科潤光電技術有限公司  
一審被告、二審被上訴人

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

### 1. 概要

中国専利法及び司法解釈には、日本国特許法第101条に対応する間接侵害に関する規定は存在しないが、実務上は数多くの事件で間接侵害が認められている。

本事件において請求項は機能的に表現されており、実施例の記載に基づけば特定の駆動器を利用する必要があった。被疑侵害製品は駆動器を用いれば請求項に記載された機能を発揮するが、駆動器を用いなければ当該機能を発揮しないものであった。

上海市高級人民法院は、被疑侵害製品は専用品に該当せず、また他人に駆動器を用いて特許権侵害を教唆したことを示す証拠も存在しないとして、間接侵害を否定した<sup>1</sup>。

### 2. 背景

#### (1) 特許の内容

殷永江（原告）は、「順次部分的に発光するEL（Electroluminescence）ケーブル線」と称する中国特許第200510019319.X（以下、319特許という）を所有している。319特許は2005年8月19日に出願され、2011年1月19日に登録された。

319特許は中心線に巻き付けた複数の発光芯線を順次部分的に発光させるものである。争点となった請求項1は以下の通りである。なお、符号は筆者において付した。

#### 請求項1

A. 順次部分的に発光するELケーブル線において、発光芯線1、2、補助電線7及び透明外層8を含み、

1 上海市高級人民法院2015年6月23日判決（2014）沪高民三（知）終字第45号